平成２２年（フ）第１５号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町１番５号大久保ビル302号
債務者　津留見るり子（旧姓貴島）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第３号
鹿児島県伊佐市大口小木原422番地52
債務者　會町　清美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目４番11号　大福第８ハイツ201
債務者　戸川　伸一
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
鹿児島県霧島市隼人町見次1478番地４　国分大善ビル302号
債務者　米德　俊陽
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
鹿児島県姶良郡姶良町西餅田3403番地１　錦江アパートＢ８号
債務者　有田　住男
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
鹿児島県霧島市溝辺町麓1172番地１玉利団地２号棟288号
債務者　田元　麻文
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
鹿児島県霧島市隼人町姫城705番地４　ピースフルセフィラ102号
債務者　德田　康幸
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
岩手県花巻市大畑第６地割18番地
債務者　伊藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第３４号
宮城県大崎市古川字竹ノ内247番地　レオパレス忠雅205号、従前の住所宮城県仙台市青葉区滝道23番37号　滝道荘103
債務者　田村　敏則
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
宮城県遠田郡美里町字叔廼前29番地６　コーポつかさ101号、従前の住所宮城県遠田郡美里町字叔廼前49番地
債務者　松岡奈津江
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
宮城県大崎市古川稲葉字鴻ノ巣181番地２　パルメゾン北都Ｂ棟101号、従前の住所宮城県大崎市田尻北牧目字牧目39番地11
債務者　今井　賢二
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
秋田市寺内高野13番51号―２号
債務者　佐藤　祐樹
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３号
秋田市新屋渋谷町４番29号
債務者　小野　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４号
福島県いわき市好間町北好間字権現堂74番地
債務者　佐藤千賀子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３４号
茨城県牛久市下根町1313番地５
債務者　小川　勝子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
茨城県稲敷郡河内町長竿1571番地
債務者　廣瀬　悠子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
茨城県稲敷郡河内町長竿1571番地
債務者　廣瀬　浩一
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係